

湯河原町告示第57号

湯河原町国民健康保険条例（昭和34年湯河原町条例第3号。以下「条例」という。）第16条の4、第16条の6及び第16条の8に規定する令和8年度保険料の減額の額を決定したので、同条の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月3日

湯河原町長 内 藤 喜 文



- 1 基礎賦課額の保険料の減額の額（条例第16条の4第1項及び第2項関係）
 - (1) 7割軽減
 - ア 被保険者均等割
第1項第1号アに規定する基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額は、19,320円とする。
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
第1項第1号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、14,070円とする。
 - (イ) 特定世帯
第1項第1号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、7,035円とする。
 - (ウ) 特定継続世帯
第1項第1号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、10,553円とする。
 - (2) 5割軽減
 - ア 被保険者均等割
第1項第2号アに規定する基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額は、13,800円とする。
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
第1項第2号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、10,050円とする。
 - (イ) 特定世帯
第1項第2号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、5,025円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第2号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、7,538円とする。

(3) 2割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第3号アに規定する基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額は、5,520円とする。

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第3号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、4,020円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第3号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、2,010円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第3号イに規定する基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、3,015円とする。

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の減額の額（条例第16条の4第3項関係）

(1) 7割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第1号アの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額は、8,190円とする。

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第1号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、5,740円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第1号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、2,870円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第1号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、4,305円とする。

(2) 5割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第2号アの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額は、5,850円とする。

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第2号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、4,100円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第2号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平

等割額に10分の5を乗じて得た額は、2,050円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第2号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、3,075円とする。

(3) 2割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第3号アの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額は、2,340円とする。

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第1項第3号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、1,640円とする。

(イ) 特定世帯

第1項第3号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、820円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第1項第3号イの規定を準用する後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、1,230円とする。

3 介護納付金賦課額の保険料の減額の額（条例第16条の4第4項関係）

(1) 7割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第1号アの規定を準用する介護納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額は、7,525円とする。

イ 世帯別平等割

第1項第1号イの規定を準用する介護納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、4,410円とする。

(2) 5割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第2号アの規定を準用する介護納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額は、5,375円とする。

イ 世帯別平等割

第1項第2号イの規定を準用する介護納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、3,150円とする。

(3) 2割軽減

ア 被保険者均等割

第1項第3号アの規定を準用する介護納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額は、2,150円とする。

イ 世帯別平等割

第1項第3号イの規定を準用する介護納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、1,260円とする。

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料の減額の額（条例第16条の4第5項関

係)

(1) 7割軽減

ア 被保険者均等割

第5項第1号アに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額は、1,043円とする。

イ 18歳以上被保険者均等割

第5項第1号イに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割に10分の7を乗じて得た額は、30円とする。

ウ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第5項第1号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、777円とする。

(イ) 特定世帯

第5項第1号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、389円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第5項第1号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額は、583円とする。

(2) 5割軽減

ア 被保険者均等割

第5項第2号アに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額は、745円とする。

イ 18歳以上被保険者均等割

第5項第2号イに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割に10分の5を乗じて得た額は、21円とする。

ウ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第5項第2号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、555円とする。

(イ) 特定世帯

第5項第2号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、278円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第5項第2号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額は、416円とする。

(3) 2割軽減

ア 被保険者均等割

第5項第3号アに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額は、298円とする。

イ 18歳以上被保険者均等割

第5項第3号イに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割に10分の2を乗じて得た額は、9円とする。

ウ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

第5項第3号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、222円とする。

(イ) 特定世帯

第5項第3号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、111円とする。

(ウ) 特定継続世帯

第5項第3号ウに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額は、167円とする。

5 未就学児に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の減額の額（条例第16条の6第1項及び第5項関係）

(1) 次号から第4号までの世帯以外の世帯

第1項に規定する基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額は、13,800円とする。

(2) 7割軽減世帯

第5項第2号に規定する額は、基礎賦課額の被保険者均等割額から10分の7を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額4,140円とする。

(3) 5割軽減世帯

第5項第2号に規定する額は、基礎賦課額の被保険者均等割額から10分の5を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額6,900円とする。

(4) 2割軽減世帯

第5項第2号に規定する額は、基礎賦課額の被保険者均等割額から10分の2を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額11,040円とする。

6 未就学児に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額の額（条例第16条の6第3項及び第7項関係）

(1) 次号から第4号までの世帯以外の世帯

第1項の規定を準用する高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額は、5,850円とする。

(2) 7割軽減世帯

第5項第2号の規定を準用する額は、後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から10分の7を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額1,755円とする。

(3) 5割軽減世帯

第5項第2号の規定を準用する額は、後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から10分の5を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額2,925円とする。

(4) 2割軽減世帯

第5項第2号の規定を準用する額は、後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から10分の2を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額4,680円とする。

7 未就学児に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額の額
(条例第16条の6第4項及び第8項関係)

(1) 次号から第4号までの世帯以外の世帯

第1項の規定を準用する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額は、745円とする。

(2) 7割軽減世帯

第5項第2号の規定を準用する額は、子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額から10分の7を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額224円とする。

(3) 5割軽減世帯

第5項第2号の規定を準用する額は、子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額から10分の5を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額373円とする。

(4) 2割軽減世帯

第5項第2号の規定を準用する額は、子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額から10分の2を乗じて得た額を控除して得た額に10分の5を乗じて得た額596円とする。